

三重県警察警備部機動隊の運営等に関する訓令

三重県警察本部訓令第18号

令和4年11月7日

【概要】

この訓令は、三重県警察の組織に関する規則（昭和41年三重県公安委員会規則第2号）第30条第1項の規定により警備部に置く機動隊の運営等に関し、必要な事項を定めたもの。